

調査編
第23章 調査結果等の保存

目 次

第1節	総説	1
1. 1	基本的考え方	1
1. 2	調査結果等の保存	1
1. 3	調査結果等の品質確保	1
1. 4	電子データのバックアップ	1
1. 5	共通仕様	1

令和6年6月 版

第23章 調査結果等の保存

第1節 総説

1. 1 基本的考え方

<標準>

調査により得られた観測結果及び分析・検討結果等（以下、「調査結果等」）は、河川等の計画、設計及び維持管理等のための基本的情報であるとともに、国民共有の財産であることから、適正な精度を有した調査結果等が有効に活用されるよう、適切に保存・管理することを基本とする。

1. 2 調査結果等の保存

<標準>

調査結果等については電子化し、広く活用できるよう適切な方法で保存し、蓄積することを基本とする。

1. 3 調査結果等の品質確保

<標準>

調査結果等のデータは品質を適切に確保することを標準とする。

1. 4 電子データのバックアップ

<標準>

調査結果等は、各データの重要性を踏まえつつ2重以上のバックアップ体制をとるなど、システム障害等に備えることを標準とする。

1. 5 共通仕様